

令和3年度報酬改定に伴う各加算の措置等一覧

< 廃止 >

加算等名称	対象サービス	令和3年度以降の措置	概要・注意点
福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算	全サービス	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の廃止	経過措置として、令和2年度末から引き続き算定する事業所のみ令和3年度中(令和4年3月サービス提供分)までは算定可能
施設外就労加算及び移行準備支援体制加算(Ⅱ)	各就労系サービス	廃止	施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施。
特定事業所加算	各相談系サービス	廃止⇒機能強化型サービス利用支援費【新設】	常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件とする。
看護職員加配加算	児童発達支援及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所以外)		主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては、医療的ケアを行うために必要な看護職員の配置の費用を含んだ医療的ケア児の基本報酬区分を創設することから、看護職員加配加算は廃止する。
児童指導員等配置加算	児童発達支援(センター以外)及び放課後等デイサービス	廃止	
児童指導員等加配加算(Ⅱ)	児童発達支援及び放課後等デイサービス	廃止	

< 経過措置 >

加算等名称	対象サービス	令和3年度以降の措置	概要・注意点
地域区分	全サービス		令和2年度までの地域区分と令和3年度における介護報酬の地域区分の範囲で設定する。 ※平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置(平成30年度以前の見直しの上乗せ割合から見直し後の最終的な乗せ割合の範囲内において設定可能とするもの)を適用している自治体において、当該自治体の意向により、令和5年度まで延長することを認める。
食事提供体制加算	生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援(児童発達支援、医療型児童発達支援については食事提供加算)	令和2年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、経過措置を延長する。	
同行支援従業者要件の経過措置	-	同行支援従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行支援従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること等も踏まえて、令和5年度末まで延長する。	
行動支援の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置	-	行動支援の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」(実務者研修修了者)等を行動支援従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長する。	
共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取り扱い	共同生活援助	令和2年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。	
人員基準の見直し(障害福祉サービス経験者について)	児童発達支援、放課後等デイサービス	現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準を見直すこととする。	(令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置を設ける)。

< 報酬等において注意すべき事項 >

加算等名称	対象サービス	令和3年度以降の措置	概要・注意点
就労継続支援B型の基本報酬	就労継続支援B型	令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度(令和2年度)実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。	
新たな報酬体系(就労継続支援B型)	就労継続支援B型	現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。	基本報酬の報酬体系の選択は各年度の4月に行うことを基本とし、年度途中での変更を行うことはできない。
基本報酬区分ⅠⅡ	放課後等デイサービス	廃止	基本報酬の見直し(区分分けの廃止)

<p>居宅介護支援事業所等連携加算</p>	<p>計画相談、障害児相談</p>	<p>(計画相談) 居宅介護支援事業所等連携加算(新設) (障害児相談) 保育・教育等移行支援加算(新設)</p>	<p>① 当該月に2回以上、利用者の居宅等(障害児の場合は居宅に限る。)に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合 ② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合 ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合(この目的のために作成した文書に限る。) ※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は2回、利用終了後(6か月以内)は月1回を限度とする。</p>
-----------------------	-------------------	---	---